

あらしろ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 綾福祉会
事業者の所在地	八重瀬町字新城 857番地
事業者の電話番号・FAX	電話 098-998-2300 FAX 098-998-9977
代表者氏名	理事長 外間 修
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	あらしろ保育園					
所在地	八重瀬町字新城 857番地					
電話番号・FAX	電話 098-998-2300 FAX 098-998-9977					
園長氏名	外間 綾子					
開設年月日	平成29年9月1日・令和3年10月定員変更(90名)					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	12人	17人	17人	17名	18名
取扱う保育事業	延長保育、特別支援保育					
事業所番号	沖縄県指令字第564号					

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積				970 m ²		
園舎	構造	鉄筋コンクリート1階建て・鉄骨2階建て				
施設設備の数と面積	延床面積					
	乳児室 ほふく室	1室	36.95 m ²			
	保育室	5室	261.8 m ²			
	遊戯室	室	m ²			
	調理室	1室	30,16 m ²			
	調乳室	1室	4.08 m ²			
	乳幼児用トイレ	6個	70.67 m ²			
	医務室	1室	10,3 m ²			
	事務室	1室	30,37 m ²			
	食堂ホール	1室	59.56 m ²			
設備の種類	その他					
		会議室・図書コーナー、倉庫等				
屋外遊戯場(園庭)	屋外遊戯場 159,8 m ² (代替場所 新城公民館前広場)					

4 施設の目的、運営方針

目的	第2種社会福祉事業・保育所の経営
【運営方針】	
1. 子どもの発想自主性を尊重しのびのびと活動し自己を十分發揮できる力を育む。 2. 一人ひとりを尊重し、養護と教育が一体となり感性豊かな子どもの育成。 3. 家庭との連携を大切にし地域と共に子どもの成長を見守ります。	
【理念】	
1. 子どもを安心して育てられ環境づくりに努め地域に根差した保育園を目指します 2. 子どもの笑顔を大切にした保育園（毎日楽しい保育園）を目指します。	
【目標】	
1. 明るくのびのび元気な子 2. みんなと楽しく遊べる子 3. 感性ゆたかな子	

5 職員体制

園長	1名 (資格：保育士・施設長研修終了)
副園長	1名
事務長	1名
主任保育士	1名
保育士	19名 (常勤：16名 非常勤 3名)
調理員（栄養士除く）	4名 (常勤： 2名 非常勤 2名)
看護師	1名 (常勤： 1名 非常勤 名)
栄養士	1名 (委託)
事務員兼用務	1名 (常勤： 1名 非常勤 名)
支援員・支援者	3名 (常勤： 1名 非常勤 2名)

6 保育・教育を提供する日

開園日	平日・土曜日
休園日	日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始(12/29～1/3)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで
----------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日までの保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	夕：午後6時30分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	A 7時30分～15時30分 B 9時～17時 C 8時30分～16時30分
延長保育時間	区分された利用時間を超えて利用する場合は延長保育となります。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	1人30分(300円)月契約(3,000円)兄弟2名目以降(2,000円)
3歳以上児給食費	主食費 月額(2,000円) 副食費 月額(5,000円)
その他別表に定める料金	行事に係る費用 *必要に応じ徴収する。
保護者会費	1人あたり(1,500円)

9 支払方法

- ① 給食費に関しては口座振替払で行う（3歳以上）
 支払期日：毎月20日（20日が土日祝祭日の場合はその翌日）
 その他（保護者会費・行事費・延長料金等）に関しては徴収

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な養護・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ（例）>

時間	乳児	幼児
7:30 7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（室内外）・散歩	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外） 課題保育 ↓
10:30	食事 (年齢によって前後します) お昼寝（年齢によって前後します）	食事（年齢によって前後します）
12:00 12:30 14:30 15:00	目覚め おやつ	お昼寝 (年齢によって前後します) 目覚め おやつ
15:30	降園準備	降園準備
17:00 18:30 19:00	保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育開始 閉園	保育時間短時間終了 保育時間標準終了 延長保育開始 閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣、新城神社、公民館広場、どんぐり森公園等に出かけます。

<保育計画（年間）>

クラス	保育計画
0歳児	・保健的衛生的な環境の中で情緒の安定を図り、一人ひとりの健康状態を把握し快適に過ごせるようにする。 ・安心できる人的、物的環境の中で、五感の働きを豊かにする。
1歳児	・散歩や外気浴、体を使ったお遊びを多く取り入れ、行動範囲を広げ排泄の自立、言語活動を活発にしていく。
2歳児	・好きなあそびを通して、表現力や創造性、豊かな感情を育てる。 ・基本的生活習慣の自立を促す。
3歳児	・子どもの主体性を育み、基本的生活習慣を身につける。 ・園生活を楽しむ中で、自分で行動する心地良さを味わい、自信をもつ
4歳児	・健康で安全な生活習慣を身につける。 ・人との関わりの中で、思いやりや協調性の芽生えを養う。
5歳児	・友達との関わりの中で相手の気持ちを分かろうとする思いやりの気持ちを育む ・身近な自然環境に興味・関心を持ち、好奇心、探究心を高める。
その他	・入園のしおりに掲載

<クラス編成>

年齢	クラス名	名前の由来
0歳児	糸（いと）組	それぞれの個性をもった子ども達、これから保育園での沢山の遊び、経験の中で、カラー（個性）を出していく
1歳児	紅（べに）組	個々のカラーを生かしそれぞれが素敵な色を出していく
2歳児	織（おり）組	個々を大事にしながら皆でクラスをつくっていく
3歳児	紬（つむぎ）組	集団の中でそれぞれの個性を生かしながらキラキラ輝く素敵な人（子ども）に育つ
4歳児	絆（きずな）組	素敵な仲間ができ、楽しい保育園生活を送る
5歳児	縁（えにし）組	周りに感謝しながら新しい友だちとの出会いも大事にしていく。人と人の出会いを大事にし素敵な花を咲かせる

11 給食等について

午前おやつ	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー) —)	
	給食		おやつ			
	主食	副食				
0歳児	○	○	○	○	(1,050kcal) 50%	
1歳児	○	○	○	○		
2歳児	○	○	○	○		
3歳児		○	○	○	(1,400kcal) 40%	
4・5歳児		○	○	○		

<給食の提供にあたって>

・自園調理

子どもの食事は健康・成長発達の糧であるばかりでなく、生活の喜びであり、情緒を育て、社会性を養うなどその役割が大きいことから、子どもたちの栄養面を考慮し、新鮮な食材を利用して安全・安心な給食を提供します。また、沖縄の食材を取り入れた行事食を提供し郷土食への親しみを育てます。

※毎日の食事、おやつは玄関先の方にディスプレイしますので、ご覧下さい。

・献立の提供 離乳食と幼児食で献立を作成し、献立表を持たせます。

・食育の取組

子どもの健全な食生活に実現と健全な心身の成長が図らせるように食育計画を策定し、それぞれの年齢にあった食育の推進を行います。

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に則り、あらしろ保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

・アレルギー対応

・病院でアレルギーと診断されたお子様については、その結果に基づいて保護者と面談をしながら、アレルギーの除去を勧めていきます。

※アレルギーの診断書は毎年提出となります。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・お昼寝セット など

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん・園帽子・着替え・手拭タオル、おしぶりタオル・歯ブラシ
 - ・連絡帳 ・水筒・汚れもの入れ袋 等
- *歯ブラシに関しては新型コロナ感染拡大防止の為、その期間無しになる事もある。

(3) 服装について

- ・動きやすく、着脱しやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。
- ・登園降園の際は靴

(4) その他ご用意いただくもの

- ・保育の中で、クッキングの際にエプロンが必要になります。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保護者が付き添って登園しましょう。
- ・子どもの引き渡しの際は、保護者と保育士が確認し合う。
- ・事情で遅れる場合は必ず連絡しましょう。
- ・朝食・歯磨き・洗面を済ませて登園しましょう。
- ・保育園の門扉の開閉はきちんとしましょう。
- ・駐車の際はエンジンストップをお願いします。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・事情で遅れる場合は連絡をしましょう。
- ・事情でいつもと違う方がお迎えの場合は必ず連絡をしましょう。
- ・保育園の門扉の開閉はきちんとしましょう。
- ・駐車の際はエンジンストップをお願いします。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からぬことはいつでも職員にお尋ねください。
・連絡帳　・園だよりなど

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児内科診断	全園児	年2回
歯科健診	全園児	年2回
尿検査	全園児	年2回
身体測定	全園児	毎月1回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定：受入時に検温、細目に検温する。
- ・発熱時の対応：一人ひとりの平熱の周知をし、対応していく。
38.0°C以上の際は、保護者への連絡お迎え等の対応をする。
- ・解熱後、24時間は様子観察（家庭保育）をお願い致します。
- ・頭部打撲の際は24時間様子観察（家庭保育）をお願い致します。
- ・感染症・伝染病等については、完治し登園の際は医師の治癒証明書の提出又は登園届（保護者記入）の提出をお願いします。
- ・園での与薬等：医師の指示で与薬が必要な場合は、1回分を持参し、与薬依頼書に記入の上、職員へ手渡しする。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します

〈園での予防対策〉

- ・園児、職員の手洗いの徹底、嘔吐物や排泄物の処理時の対応
(手袋・エプロンの使用) の徹底
- ・発生した場合の連絡(園便り、保健だより、貼り紙等)でお知らせし、蔓延防止に努めます。

17 特別支援保育について

- ・支援児を受け入れるときは、園全体で子どもについて情報を共有し、支援担当者をつけて、きめ細やかな支援を行います。
- ・期ごとに支援計画を策定し、親と面談を持つことで、園での保育と家庭での保育がつながるようにしていきます。
- ・町の心理による巡回相談を受け、支援が必要な子どもについての理解や対応策を検討していきます。又、関係機関と連携を取ながら子どもの福祉の向上を図っていきます。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

--

19 嘴託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘴託医契約を締結しています。

医療機関の名称	やえせ子どもクリニック
医院長名	大城 征
所在地	沖縄県八重瀬町字伊霸 54番地3 2F-1
電話番号	098-998-1234

20 嘴託歯科医

以下の歯科医と嘴託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	サザン歯科やえせ
医院長名	砂川 奈津季
所在地	八重瀬町字伊霸 273-6 八重の結1F
電話番号	098-998-7171

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	八重瀬町役場
広域避難場所	八重瀬町立新城小学校・津波発生の際は高台（シーサー公園）
その他	防災訓練の実施、地域との連携

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	糸満警察署	098-995-0110
消防署	島尻消防署	098-948-2512
町役場	八重瀬町役場（児童家庭課）	098-998-7163

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 外間綾子
消防計画届出年月日	島尻消防署提出 平成29年9月26日
避難訓練	避難訓練は年12回（1回は消防署による実施訓練） ・通報、消火、避難誘導の個々の訓練
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器など年2回業者による点検 (消防署提出1回)

*緊急連絡の際はコドモンにて一斉配信致します。

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害保険
保険の内容	保育所の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は、死亡）に対して給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金）の支給を行う。但し、保険点数500点以上
保険金額	ひとり 200 円 (年間)

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、年2回自己評価を実施 園評価：職員によるもの年1回 保護者からの行事評価
外部評価	未実施

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任 國吉 東美	電話番号 098-998-2300
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 外間 綾子	電話番号 098-998-2300
第三者委員	座嘉比 幸枝	電話番号 098-998-2739
	役職・肩書等 主任児童委員	
仲松 美智子		電話番号 098-994-1205
	役職・肩書等 児童デイサービス所長	

受付方法：例) 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 地域の育児支援について

・園庭解放

在宅の保護者とその子どもを対象に、園児と一緒に遊びを提供する。
子育て支援も行っていく。

28 虐待防止の為の措置

職員は、利用乳幼児の虐待が疑われた場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

29 その他保護者に説明すべき事項

- ・台風時の保育に関する事項（入園のしおり参照）

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：あらしろ保育園
所在地：八重瀬町字新城 857番地
説明者職名：園長 外間 綾子

私は、書面に基づいてあらしろ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：印

児童から見た続柄：